

一般競争入札の実施について

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

なお、岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条及び岐阜市事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により事後審査型一般競争入札として実施します。

令和6年5月9日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | | |
|------|-------------|---|
| (1) | 工 事（件）名 | 東部クリーンセンター2号飛灰搬出装置整備工事 |
| (2) | 目 的 場 所 | 岐阜市芥見6丁目368番地 |
| (3) | 完成(完了)期日 | 令和6年12月13日 |
| (4) | 契 約 の 種 類 | 請負契約 |
| (5) | 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) | 工 事 着 手 日 | 令和6年6月14日 |
| (7) | 週休2日制モデル工事 | 適用しない |
| (8) | 前 払 金 の 有 無 | 有 |
| (9) | 予 定 価 格 | 23,144,000円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (10) | 最低制限価格 | 岐阜市最低制限価格制度実施要領（平成23年3月31日決裁）第2条に規定する対象工事 |
| (11) | 概 要 | 2号No.2飛灰搬出装置整備 一式
2号No.3飛灰搬出装置整備 一式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める機械器具設置工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店、支店又は営業所において該当業種の許可を受けていること。

- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、建設業法で定める機械器具設置工事（以下「機械器具設置工事」という。）とする。
- (4) 経営事項審査結果通知書に記載の機械器具設置工事の総合評定値及び主観点数の合計が600点以上であること。
- (5) 平成26年度以降に、官公庁等発注の単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、一般廃棄物ごみ処理施設に係るコンベヤの整備、改修又は部品取替を含む機械器具設置工事の元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡し済の済んだ工事とする。）を有すること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす主任技術者を本工事に配置できること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置できること。なお、現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
 - ① 機械器具設置工事に係る主任技術者の資格を有すること。
 - ② 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和6年5月9日（木）から令和6年5月15日（水）まで
- (2) 質問書の提出期間
令和6年5月9日（木）から令和6年5月15日（水）まで
- (3) 質疑回答期限
令和6年5月20日（月）
- (4) 電子入札システムの応札期間
令和6年5月22日（水）午前9時から令和6年5月23日（木）午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札
令和6年5月24日（金）午前9時

4 その他

- (1) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」のとおりとする。
- (2) 特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。

5 問い合わせ先

岐阜市役所行政部契約課

058-265-3894（請負係）

058-214-2951（審査係）